

歴史的風土特別保存地区内の行為の許可基準【参照条文】

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（抄）（昭和41年法律第1号）

（特別保存地区内における行為の制限）

第8条 特別保存地区内においては、次の各号に掲げる行為は、府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの、非常災害のため必要な応急措置として行なう行為及び当該特別保存地区に関する都市計画が定められた際すでに着手している行為については、この限りでない。

一 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築

二 （略）

三 木竹の伐採

四～七 （略）

2 府県知事は、前項各号に掲げる行為で政令で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。

3～8（略）

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令（抄）

（昭和41年政令第384号）

（法第7条第1項ただし書の政令で定める行為）

第3条 法第7条第1項ただし書の政令で定める行為は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一～三 （略）

四 次に掲げる木竹の伐採

イ 枝打ち、整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採

ロ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

ハ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

ニ 仮植した木竹の伐採

ホ 建築物の敷地以外の土地にある独立木で、高さが十五メートルを超えず、かつ、一・五メートルの高さにおける幹の周囲が一・五メートルを超えないものの伐採

ヘ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

五～八 （略）

第4条 （略）

（法第8条第1項ただし書の政令で定める行為）

第5条 法第8条第1項ただし書の政令で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

一～二 （略）

三 第3条第4号に掲げる木竹の伐採

四～八 （略）

九 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ （略）

ロ 建築物の存する敷地内で行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。

（1）～（3）（略）

（4）高さが五メートルを超える木竹の伐採

八～二 （略）

ホ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。

(1) (略)

(2) 第2種歴史的風土保存地区以外の特別保存地区にあつては、森林の択伐

(3) 森林の皆伐又は森林でない竹林で府県知事(指定都市においては、その長)が指定するものの皆伐

(4) (略)

(特別保存地区内の行為の許可基準)

第6条 法第8条第2項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 建築物の新築

イ~ハ (略)

二 次に掲げる建築物については、その規模、形態及び意匠が、当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和でないこと。

(1) (略)

(2) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第56条の十第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第57条第1項に規定する埋蔵文化財、同法第69条第1項の規定により指定され、若しくは同法第70条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物又は同法第83条の三第1項の規定により定められた伝統的建造物群保存地区内に所在する伝統的建造物群の保存のために必要な建築物

(3)~(7) (略)

ホ (略)

二~三 (略)

四 工作物(建築物以外の工作物をいい、第1種歴史的風土保存地区及び第2種歴史的風土保存地区にあつては、前条第9号ホ(4)に規定する工作物を除く。以下第6号までにおいて同じ。)の新築

イ~ロ (略)

ハ その他の工作物については、当該工作物が、次のいずれかに該当し、かつ、その規模、形態及び意匠が、当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和でないこと。

(1) (略)

(2) 第1号二(2)に規定する重要文化財その他の文化財の保存のために必要な工作物

(3)~(9) (略)

五~七 (略)

八 木竹の伐採については、当該木竹の伐採が、次のいずれかに該当し、かつ、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土を損なうおそれが少ないこと。

イ 森林の択伐

ロ 伐採後の成林が確実であると認められる森林の皆伐で、伐採区域の面積が第2種歴史的風土保存地区以外の特別保存地区にあつては1ヘクタール以下、第2種歴史的風土保存地区にあつては5ヘクタール以下のもの

ハ 前号に掲げる土地の形質の変更のために必要な最少限度の木竹の伐採で、森林である土地の区域において行うもの

ニ 森林である土地の区域外における木竹の伐採

九~十四 (略)

景観法（抄）（平成16年法律第110号）

第三節 景観重要建造物等

第一款 景観重要建造物の指定等

（景観重要建造物の指定）

- 第19条 景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針（次条第3項において「指定方針」という。）に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下この節において同じ。）で国土交通省令で定める基準に該当するものを、景観重要建造物として指定することができる。
- 2 景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該建造物の所有者（所有者が2人以上いるときは、その全員。次条第2項及び第21条第1項において同じ。）の意見を聴かなければならない。
- 3 第1項の規定は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物については、適用しない。